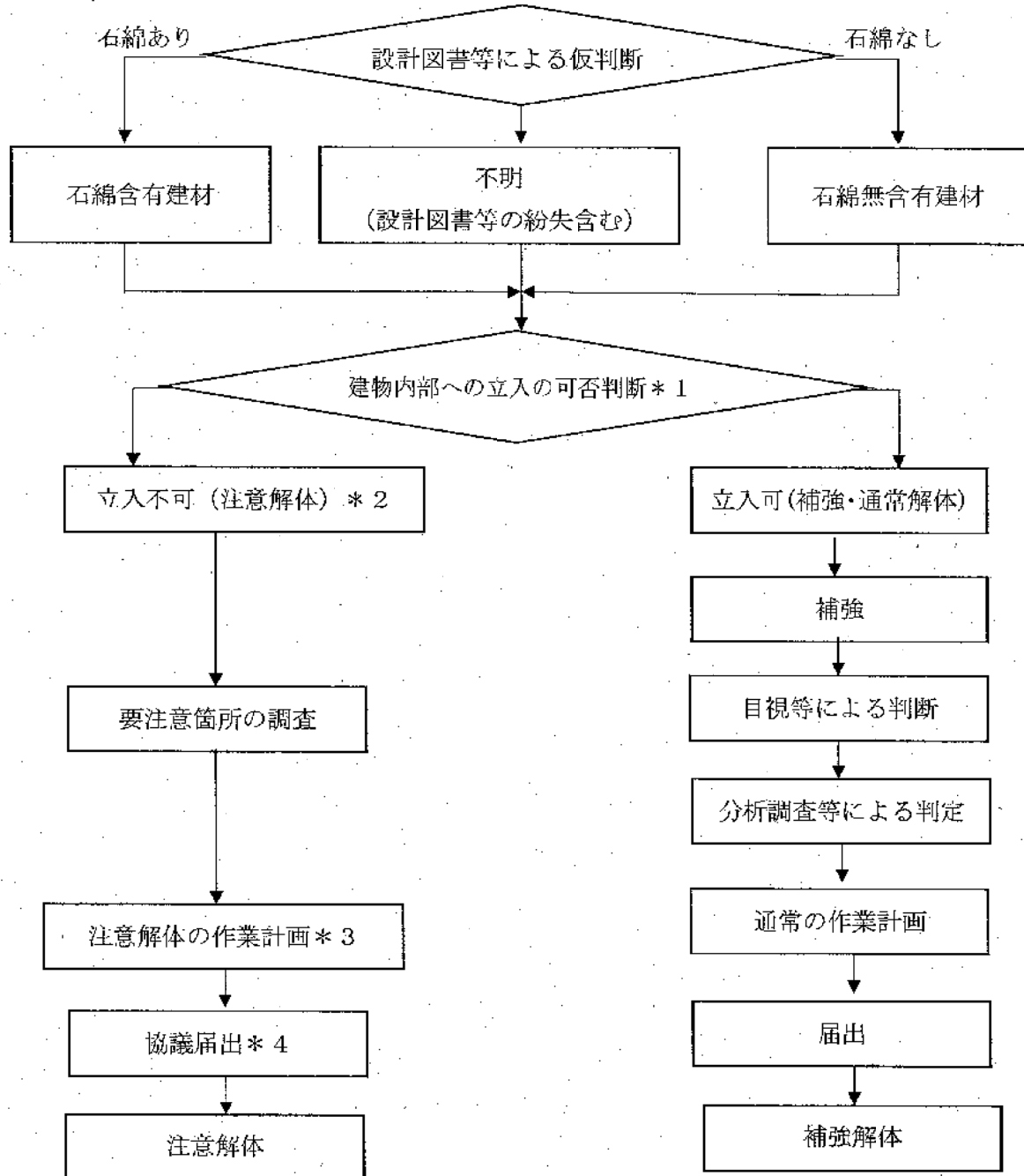


災害時における事前調査及び解体等工事の流れ

(災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)(平成29年9月 環境省 水・大気環境局大気環境課) 抜粋)



* 1 立入可否の判断

「立入可」、「補強等により立入可」、「立入不可」に区分する。

なお、同一建築物において立入可能な場所と立入困難な場所が存在する場合があるため（例：家屋の西側部分は倒壊したが、東側部分は被害が少ない状態等）、立入可否判断する際は、被災の程度に応じて場所ごとに区分し、検討すること。

- ・ 「立入可」、「補強等により立入可」

現状のままあるいは補強等の実施により目視調査等が可能であるもの。

- ・ 「立入不可」

損壊が著しく、補強等の実施が極めて困難な場合や、倒壊等によって人の入るスペースが無くなった状態等を示している。

* 2 立入不可（注意解体）

被災により建築物等のすべて又は一部について「立入不可」と判断した場合、「立入不可」となる範囲における解体は「注意解体」とする。

特定建築材料が使用されている可能性のある建築物等の「注意解体」では、大気汚染防止法の届出（※大気汚染防止法施行規則別表第7の5の項の作業に該当）に先立ち事前に県と協議を行う。

特定建築材料が使用されている可能性の少ない木造家屋の「注意解体」では、石綿含有成形板等（レベル3建材が使用されている建築物とみなして散水等の飛散防止措置を講じた上で解体する。

* 大気汚染防止法施行規則別表第7の5の項の作業

特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業

* 3 注意解体の作業計画

解体等工事の工事受注者又は自主施工者は、被災による障害により当該建築物等への「立入不可」と判断し、「注意解体」とした場合、作業計画には、石綿飛散防止措置及び解体中の事前調査計画を盛り込む必要がある。

「注意解体」の作業計画におけるチェックポイント（参考）

ポイント	
1	解体等事前調査を行っていない範囲からの解体は極力避けること。
2	除去可能な危険要因がある場合、危険の除去から始め、解体等事前調査の可能範囲を広げられるよう努めること（たとえば、瓦の除去等）。
3	解体を周辺部分から行う等の措置によって、解体等事前調査の可能範囲を広げられるように努めること。
4	危険要因の除去及び周辺部分からの解体等によって調査可能範囲を広げた場合、調査を実施し、調査結果に基づき作業計画の修正を行うことを、作業計画に盛り込むこと。
5	石綿除去方法の選択は、次の優先順で選択されていること。 優先順1 必要に応じた補強の実施後、平常通り石綿を事前に除去 優先順2 周辺部分から「注意解体」し、安全確保後に石綿除去 優先順3 適切な飛散防止措置を施し、解体・分別
6	第7章の『表7.4「注意解体」における石綿飛散防止措置等』の実施事項を満たしていること。
7	解体中の新たな特定建築材料に該当する石綿発見時の対応について記載されていること。 (関係届出機関への即時報告と計画の再協議及び修正)

* 4 協議届出

解体等事前調査により、特定建築材料の使用が確認された場合は、解体等工事の発注者は大気汚染防止法の規定に基づく届出を行う必要がある。石綿含有 成形板等（レベル3建材）の除去作業については、大気汚染防止法の届出の対象とならない。

また、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則においては、解体等を行う事業者に対して建設工事計画届又は建築物解体等作業届の届出義務が規定されている。

なお、建築物の解体等に際しては、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律や、建築基準法の規定による届出が必要となる場合があるので留意すること。

災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、速やかに届出を行うこととしている。

次の資料を用意することにより、大気汚染防止法施行規則別表第7の5の項の作業に該当すること、石綿の飛散防止に努めた作業計画になっていることなどを協議する。

- ①現地的位置図（住宅地図等） ②現地写真（周辺4方向以上）
- ③建築物等の構造図（立入不可範囲の明示） ④要注意箇所の調査結果
- ⑤作業計画